

令和7年（ネ）3743号 自由権規約に基づく損害賠償請求控訴事件

控訴人兼被控訴人（一審原告） サファリ・ディマン・ヘイダーほか1名

被控訴人兼控訴人（一審被告） 国

## 控訴審第1準備書面

2025年12月15日

東京高等裁判所第12民事部E3係 御中

一審原告ら訴訟代理人弁護士	浦城知子
同	岡本翔太
同	小川隆太郎
同	駒井知会
同	鈴木雅子
同	高田俊亮

本準備書面においては、一審原告サファリ及び一審被告デニズの各収容が違法であることについて、一審被告の控訴理由書を受け、一審被告控訴理由書に対し必要と思われる範囲で認否反論するとともに、一審原告らの収容が自由権規約9条1項に反することにつき補充して主張するものである。

目次

第1 一審原告サファリの収容について.....	2
1 一審被告控訴理由書第4の4（1）（「収容1」）（控訴理由書41から42頁） について.....	2
2 一審被告控訴理由書第4の4（2）（「収容2」）（控訴理由書42～44頁）	

について .....	15
3 一審被告控訴理由書第4の4(3) (「収容3」) (控訴理由書44～47頁)	
について .....	18
4 一審被告控訴理由書第4の4(4) (「収容4」) (控訴理由書47～50頁)	
について .....	21
5 一審被告控訴理由書第5の1(2) (控訴理由書55～61頁) について .....	23
第2 一審被告デニズの収容について .....	26
1 一審被告の主張 .....	26
2 一審被告の主張の誤り .....	26
第3 結語 .....	30

#### 第1 一審原告サファリの収容について

##### 1 一審被告控訴理由書第4の4(1) (「収容1」) (控訴理由書41から42頁) について

###### (1) 収容1の開始に至る経緯について

ア 一審被告は、一審原告サファリの収容1の開始に至る経緯につき、「仮放免の条件違反を理由として仮放免の期間の延長が認められなかった」と主張するが、否認する。

イ この点、一審被告は、一審原告サファリが2016年6月8日に仮放免期間の延長を認められず、一審原告サファリが(その後3年以上)収容された理由を「一審原告サファリが仮放免期間中に中古車販売店に住み込み、接客等の業務に従事していたことが判明し、仮放免の条件違反を理由として仮放免期間の延長が認められなかった(甲C8・8ないし10項、原審における)」(控訴理由書41頁)と主張する。

しかし、この説明自体が、一審原告サファリの収容が違法であったことを明確に示している。

(ア) そもそも、仮放免の条件として一審被告が仮放免許可書に挙げている禁止事項が何なのかということである。

この点、一審被告は、長く仮放免許可書上の記載に有償就労を禁止事項として明記してこなかった（甲C10号証）。なお、甲C10号証は、一審原告サファリが2015年6月15日に、難民不認定処分に対する異議申立てを行った際に、同異議申立書に添付された仮放免許可書である。この仮放免許可書には、有償就労が禁止事項として書かれていない。しかし一審原告サファリに限らず被仮放免者全般に対して、2015年11月頃から、一審被告は、仮放免許可書に「職業又は報酬を受ける活動に従事できない」という（日本語のスタンプ）を押す形で、「職業又は報酬を受ける活動に従事」することを禁じるとの記載を仮放免許可書に明記するようになった。それでも、報酬を受けない業務への従事、対価を受け取らないボランティア活動、無償の手伝い等は一切禁止事項に含まれていない。

そのため、一審被告があたかも「仮放免の条件違反」であるかのように掲げる、「中古車販売店に住み込むこと」は何ら仮放免の条件違反に当たらないばかりか、「接客等の業務に従事していたこと」さえ、報酬（対価）を支払われていなければ何ら仮放免の条件違反に当たらない。

つまり、一審原告サファリが当時友人の経営していた中古車販売店の事務所脇の部屋のベッドで起居させてもらっていたこと自体、全く「条件違反」にならないことはもちろん、仮に一審原告サファリが無償で接客等の業務に従事していたとして、そのことも、全く「条件違反」にはならない。しかも、現実問題として、一審原告サファリは、サファリの起居の場である店に来た客と話すことはあっても、金銭のやり取りや商品の売却行為は、「無償の手伝いとしてすら行わない」と厳しく自己を律しており、そこに

「条件違反」の如き疑いが入り込む余地など微塵もなかった。

(イ) 言うまでもなく、一審原告サファリのケースから離れて、生きるために、あるは家族のためにわずかに働いた者を条件違反と咎めて、あたかも懲罰であるかのように收容し、3年以上の無期限收容することなど、如何なる(收容の)合理性も必要性も見出し得ない。まして、一審原告サファリは、報酬を受けない手伝いこそしたが、「職業又は報酬を受ける活動」に従事などしておらず、条件違反の事実がなかったことを東京入国管理局も明確に把握していたはずである。

にもかかわらず、一審被告は、2016年6月に、仮放免条件の違反など存在していなかった一審原告サファリを、突然收容したものであり、当時も、仮放免条件違反などという説明を一審原告サファリに全くしていなかったにもかかわらず(甲C8号証4-5頁など)、本件訴訟の中で、一審被告は突然、「接客等の業務に従事していたことが判明し、仮放免の条件違反を理由として仮放免期間の延長が認められなかった」等と主張し始めたのである。しかも、一審被告は、この点の証拠として、的外れにも、一審原告サファリが当時職業に就いていなかったことはもとより、報酬を受ける活動は行っておらず、しかも、東京入管の職員に生活ぶりを報告して許可を受けていたことを示す一審原告サファリの陳述書及び一審原告尋問調書を証拠として挙げるばかりである。一審被告は、一審原告サファリの仮放免条件違反を理由に收容したと主張しながら、仮にそれが事実であれば、それを示す証拠を提出することは容易なはずであるにもかかわらず、それを示す証拠を一切提出することなしに、①仮放免条件違反に当たる事実は存在しないことを明らかにし、②2016年6月に收容される際にさえ、仮放免条件違反があるから收容するとの説明を一切受けしていなかったことを証明する内容の一審原告サファリの陳述書及び尋問調書のみを、自らの主張の根拠となる証拠とするという、異様な(且つ説得力の希薄な)主張

を行っている。

(ウ) そもそも、一審被告は、一審原告サファリに関する「収容1」（2016年6月8日～2019年7月31日の1149日間）の合法性を審査するために検討すべき最も重要な期間である、2016年6月に収容される直前までの5年半（2010年12月6日～2016年6月8日）における、以下の事実を敢えて検討から除外している。そのため、「収容1」において、一審原告サファリに収容の必要性があったとの一審被告の評価は、顕著に不正確且つ誤謬に満ちたものになってしまった。

即ち、一審被告は、以下の決定的な事実を、故意に検討対象から外している（検討して評価することを拒んでいる）。

① 一審原告サファリが、2010年12月6日に仮放免許可を受けてから2016年6月8日に収容される直前までの5年半（2010年12月6日～2016年6月8日）、ただの1度も休むことなく、50回近く、ただの1度も遅刻することなく、少なくとも2カ月に1度は仮放免許可延長手続を行ってきた事実。

一審原告サファリは、2010年12月6日に仮放免許可決定を受けた後、2013年5月までは、月1回程度の出頭を求められて全て出頭し、それ以降は、おおよそ2か月に1度の出頭を求められて全て出頭していた。甲C10号証により、一審原告サファリは、2010年12月6日に仮放免許可を受けた後、「収容1」の開始する約1年前の2015年6月15日時点で、既に、東京入管の指示に従って、41回、遅刻も欠席もせずに仮放免許可延長手続のために出頭していることが明らかになっている。さらに、2015年6月15日以降、2016年6月8日に突然有意の理由なく収容されるまで、一審原告サファリが2か月に1度程度、東京入管に出頭し続けているから、結局、一審原告サファリは、2016年6月8日に収容されるまで、50回近くも休むことも遅

刻することもなく、東京入管に全て出頭してきたのであった。この動かない事実を、一審被告であれ、他の誰であれ、「見ないで済ませる」ことは決して出来ない。

- ② 一審原告サファリが、2016年6月8日に收容される直前までの5年半（2010年12月6日～2016年6月8日）、居住先を一切隠すことなく正確に東京入管に報告し、若しくは、事前に許可を得て居住し続けてきた事実。
- ③ 一審原告サファリが、2016年6月に收容される直前までの5年半（2010年12月6日～2016年6月8日）、仮放免延長手続きにおける1～2カ月ごとの出頭の都度、東京入管（執行第二部門若しくは違反審査部門）の職員に対して、生活状況を正確に報告し、職員がその都度、一審原告サファリの居住実態につき問題がないことを確認していた事実。
- ④ 一審原告サファリが、友人の中古タイヤ販売所の事務所脇の部屋（千葉県匝瑳市）に住まわせてもらっていることを東京入管職員らに報告し、職員らからも、住まわせてもらっているのだから手伝ってもいいが（仮放免許可中の人につき、ボランティアが完全に自由であるのは既に述べた通り当然のことである）、ただ、お金（報酬）はもらわないようにと助言を受けていたため、その助言を忠実に守り続けていた事実。

しかも、一審原告サファリは、ルール違反を「疑われる」ことすら避けるという慎重な姿勢を守り、たとえボランティアであっても、友人のビジネスに関するお金の取り扱いについては、手伝いさえしなかった。一審原告サファリは、単に、暮らしている建物を訪れた人があるときに、来客の様子を見守り、彼らが商品をほしがっても「購入・支払いは店の人が帰ってからにしてくれ」という旨を伝えて出直してもらうか、待ってもらうかをしていただだけである。

- ⑤ 2～3回ほど入管職員が一審原告サファリの暮らしている中古タイヤ販売所に訪ねて来て、暮らしている環境や生活状況を実際に確認し、その際も、「手伝いは構わないが、お金（対価）をもらわないように」という趣旨の助言を与え、一審原告サファリがそれを忠実に守っていた経緯がある事実

このように、2016年6月8日における「収容」の必要性を分析するために、敢えて、その直前の5年半の一審原告サファリの状況①～⑤から無理に目を逸らして（無視して）分析要素から外すことは、強度に恣意的であり、かかる分析に基づく主張を有意のものともみなすことは不可能である。

(エ) そして、一審被告は、一審原告サファリが再収容された理由が、「接客等の業務に従事していたことが判明し、仮放免の条件違反を理由として仮放免期間の延長が認められなかった」（一審被告控訴理由書41頁、下線は一審原告ら代理人が付す）と主張するが、同主張は、三重の意味で事実を反映していない。

まず、先述の通り、また原審を通じて一審原告サファリが主張立証し来た通り、一審原告サファリは、ボランティアで中古タイヤ販売店に来た客たちの様子を眺め、店の従業員がいないことを知らせたりすることはしていたが、実際に、商品を売ることなどはせず、しかも、やっていたことはボランティアの手伝いであり、対価を得ていなかった。そもそも、一審被告がしているように「中古車販売店に住み込み」という表現を用いると、まるで一審原告サファリが新聞配達之苦学生のように住み込みで働いていたかのように響くが、一審原告サファリの場合は、「住み込み」であっても全く異なり、同人の直面していた「現実」は、「仮放免という、就労許可も生活保護も健康保険もない、人間らしい生活が不可能な非人間的状況

の中で保護を求め続ける日々の中で、行き場のない難民認定申請者の一審原告サファリの窮状を憐れんだ同国人（今は故人）が、自身の経営する中古タイヤ販売店の事務所脇の狭い部屋にベッドを置いて暮らすことを許した」というものである。

次に、一審原告サファリは、1～2か月に一度は、生活状況を正直に一審被告に報告していたものであり、それに加えて、訪問調査も複数回受けており、しかも、一審被告職員から「手伝いは構わないが、お金（報酬）をもらわないように」という助言を得ていたものである。そのため、一審原告サファリが暮らしている場所（中古車販売店の事務所の脇の部屋）も生活状況も前々から（度重なる一審原告サファリからの一審被告に対する報告と一審被告自身の訪問調査によって）把握していた一審被告（入管）にとって、2016年5～6月頃になってようやく、「接客等の業務に従事していたことが判明し」たことにするのは、あまりにも不自然であり、顕著に不合理である。

さらに、一審被告は、「中古車販売店に住み込み、接客等の業務に従事していることが判明し」たから收容したのだと主張するが、そのような事実を当時把握したとの根拠を一切示せていない。一審被告控訴理由書41頁において、根拠として引用されている証拠は、一審原告サファリが提出した陳述書及び尋問調書のみである。そして、そのいずれにも、一審原告サファリが、2016年6月当時、職業を得ており、あるいは対価を得る活動に従事していたとはひとことも述べられていない。たとえば、一審被告が一審原告サファリの「条件違反」の証拠として引用している甲C8号証8頁には「2016年6月に突然收容されてしまった当時、私は、友だちの親切に感謝しながら、友だちの経営するタイヤ屋さんの奥の部屋に泊めてもらっていました。そして、そのことを、入管にきちんと報告もしていたのです。入管の職員からは、『置いてもらっているんだから手伝って

もいいけれども、給料をもらってはいけない』と注意されていました。そのため、私は、入管職員の指示をしっかりと守って、その友人が店を留守にしている間にお客さんが来てしまったときには、お客さんがタイヤ等を見ることを止めはしませんでした。お客さんが商品を買いたいと希望しても、『売るのは社長がいないからダメだ』と答えて、待っていてもらうか、あるいは、その日は帰ってもらっていたのです」(甲C8号証8～10項)とあり、一審原告サファリ一審原告調書にも「入管の職員から何かアドバイスを受けていましたか」という質問に対して、「そこ(タイヤ屋)にいてもいいけども、最初に私はやっぱり面倒を見てもらってるから、その恩返しとしてたまには手伝うこともあるよと言ったら、そのぐらいは全然大丈夫だって、ただ、お金もらったら駄目って確かに言われましたんで、分かりましたって言って、そういう。」というように、一審原告サファリが、一審被告(入管職員)からの助言を守って無償の手伝いを行い、「要するにその社長がいない間に誰か来て、タイヤとか欲しい、買いたいと言ったときは自由に見てもいいけど、ただ、今社長さんいないから社長さん帰ってくるまで待つか、それとも今帰って後でいらっしゃってもらえばそれで多分買えると思うと(言うこと)は、そういうことです」「(お給料をもらうことは)ないですね。」(一審原告サファリ尋問調書5頁)」という記載がある。

即ち、一審被告がその信用性を評価して証拠として挙げている甲8号証や一審原告サファリ調書に書かれていることから立証できる内容は、一審原告サファリは一切仮放免の条件違反を犯しておらず、ただ、一審被告に一審原告サファリを收容する口実(理由)となり得る事実は全く存在していなかったということのみである。さらに言えば、一審被告の主張は、「2016年6月に(東京入管に仮放免許可延長手続に)行ったときには今回のサファリさんの仮放免延長を認められてないと言われて、その理由

を教えてくださいと言ったら入管の都合で今回サファリさんの仮放免は認められていないって言われた」(一審原告サファリの尋問調書4頁)という一審原告サファリの供述とも明確に矛盾する。

(オ) つまり、一審被告は、何の根拠もなく、一審原告サファリが「(有償)就労」という事実でないことが理由で一審原告サファリは収容されたと強弁し、そう強弁しながら、一審原告が有償就労を行っていないということを立証する証拠を根拠としているため、無意味な議論が展開されているばかりである。

もちろん実際は「(有償)就労」(職業又は報酬を受ける活動)の事実はなかったのであるが、仮に、一審被告がそのような重大な誤解を犯し、その誤解した内容を理由として、2016年6月に一審原告サファリの「条件違反」を咎めて仮放免期間の延長を許さず収容したのであれば、少なくとも、一審被告側で、一審原告サファリによる仮放免期間延長申請につき、条件違反を理由に一審原告サファリを収容したという内容の記録が残っていなければならないはずのところ、そのような証拠は一審被告から現在に至るまで一切提出されていない。

このように、一審被告は、一審原告サファリが禁止されている「職業又は報酬を受ける活動」(有償就労)を行った事実が存在せず、また、当時、東京入管の執行第二部門も違反審査部門もそのように把握していなかったにもかかわらず、そのため、一審原告サファリが報酬を受けて働いていたとの(虚偽の)事実に基づいて条件違反と判断した記録も示すことすらせずに、(一審被告の用いたい事実の書いていない)一審原告提出証拠若しくは一審原告尋問の内容を根拠として、当時、一審原告サファリが、仮放免条件違反を理由として仮放免期間の延長が認められなかったことから一審原告サファリの「収容1」が始まったと強弁しているものである。

(カ) 収容の合理性及び必要性要件を検討する際に、在留活動禁止説に依拠して、就労の存在を収容の理由にすること自体が国際人権法に違反し、完全な誤りであることは、既に一審原告らが原審段階から一貫して論じている通りであるが、仮にこの点を措いて一審被告の主張を検討しても、一審被告が控訴理由書における主張するところの、①一審原告サファリが仮放免条件に違反していたこと、②一審原告サファリが仮放免条件に違反したことを理由に「収容1」が開始されたこと、は、いずれも立証されていないというほかない。

さらに、2010年12月から2016年6月までの5年半、1～2か月ごとに東京入管に50回近く、無遅刻無欠席で出頭し続けて、仮放免延長手続を延長しながら難民認定申請手続（異議申立手続）のインタビューを待ち続けて来た一審原告サファリが、2016年6月当時逃亡の危険がゼロであったことは誰の目にも（客観的に）明らかであり、加えて、入管に居住状況を繰り返し報告しながら、また、複数回、実地で確認してもらいながら、（自由権規約委員会が批判する）あまりにも過酷なルールすら守って「有償就労」をしないで生きて来たことは明らかであり、しかも、一審被告は、2016年6月における一審原告サファリの収容につき、その理由が（「職業又は報酬を受ける活動を行った」という事実誤認の）仮放免条件違反であったことすら、客観的に立証できていないことは、既に述べた通りである。

結局、一審被告が一審原告サファリの収容1を開始した理由は不明であるというほかないところ、既に述べたとおり、一審原告サファリは、来日以降34年以上に亘って前科前歴がなく、既に述べた通り、2010年12月に仮放免許可を受けて以降、5年半以上に亘って50回近く指示された通りに東京入管に出頭を続けながら、仮放免の条件違反もなかったものであり、したがって、合理性や必要性を肯定する余地がない。

念のため比例性について検討しても、2016年6月時点で一審原告サファリの仮放免許可の延長をすることで、難民審査手続（異議申立手続）中の一審原告サファリの身体の自由の剥奪という重大な人権制約を凌駕するほどの日本社会への悪影響も現実的に全く認められなかったものである。

このように、一審原告サファリに関する「収容1」は、その開始時点において、収容の合理性も必要性もなく比例性を欠如しており、自由権規約9条1項に違反するものであった。

(2) 収容1開始後の一審原告サファリの状態について

ア 個々の収容が合法化されるための3要件（合理性・必要性・比例性）のうち「比例性」要件を満たすか否かについては、当然ながら、対象者の健康状態ばかりでなく、収容期間、身体拘束に伴う自由の剥奪の個々人の心身と人生への影響、解放された際の逃亡等の不都合の可能性を含む社会への悪影響の程度等を比較衡量しなければならないところ、特に、「収容期間」が必ず検討しなければならない極めて重要な考量要素とされている（一審原告控訴理由書34頁以下）。

ところが、一審被告は「医師が収容に耐えられないと言っていない」という、危険な衡量要素にのみ過剰に寄りかかっているばかりで、一審原告サファリが苦しんだ「3年以上の（無期限）収容期間」について考量要素として使用したとの言及がなく、一審被告は「比例性」要件について正解していないことが明らかである。

イ それに加えて、一審原告サファリは心身の体調を崩し（甲C1号証など）、抑うつ状態に至った（甲C2号証）。

この点、一審被告は、一審原告サファリについて、庁内診療を担当した医師が「一審原告サファリが収容に耐えられない旨の所見が示されたことはなかった」ことを、あたかも、収容の違法性を否定する免罪符であるか

のようにアピールし、かかる所見が庁内医師によって示されなかったために収容が違法でなかったと主張している。

しかしながら、一審被告の主張は、一審原告サファリが収容に耐えられるとの積極的な診断がされたことではなく、収容に耐えられないとの消極的（否定的）な診断がない（事実がない）ことを指摘するにとどまるものである。

所見の不存在が指摘される一審原告サファリは、指摘に係る当時、東日本センターに収容中であつた。被収容者は診療を自由に受けることはできず、その実施の是非や時期、いかなる医療分野の専門家に受診させるかは東日本センターに委ねられていた（甲A77、78参照）。また、その診察は患者である被収容者を相手方として行われ、収容施設（東日本センター）からの照会という性質のものではない。すなわち、収容の環境にいる患者に対して、傷病の状況を評価し、治療計画を回答するもので（乙C4。なお、同医療記録に記載された略語の「s」は主観的情報（subject）、「o」は客観的情報（object）、a/pは評価（assessment）と計画（plan）を指す（甲A80））、東日本センターに対して収容に耐えられるかどうかを回答する性質のものではない。そのことは、一審原告サファリの収容施設での医療記録内に、収容継続に関して肯定する見解が一切ないことから明らかである。

そうすると、東日本センターが収容に耐えられるか否かを医師に照会し、何らかの否定的評価以外の回答がされたのであれば格別として、収容に耐えられないとの所見がないこと自体は収容の相当性を積極づける事情とは認められない。

「医師が収容に耐えられないと言っていない」という理屈で、一審被告は、難民認定を待ち続けていた一審原告サファリを3年以上無期限収容し、苦しいハンストを行うまでに追い詰めた。そして、その後も、一

審原告サファリが、2019年7月31日以降、僅か2週間の仮放免と再収容を繰り返される形で心身の健康状態が破壊されていく中で、「医師が収容に耐えられないと言っていない」という理屈で収容が漫然と続けられ、さらにはその後は短期解放と長期収容が悪戯のように繰り返されることを) 赦したのなら、まさに、「医師が収容に耐えられないと言っていない」という理屈こそが人間の心身の健康状態を破壊するものであると言わざるを得ない。即ち、一審被告は、2016年6月時点で特段の健康不良のなかった一審原告サファリの心身を「収容1・2・3・4」の波状的实施によって極限まで痛めつけ、遅くとも「収容2」の最中に鬱病を無理矢理発症させ、収容3の最中の2019年12月には、鬱病に苦しむ一審原告サファリに対して複数の職員が強度の暴行さえ加え (甲C8号証24項即ち13-14頁、一審原告サファリ尋問調書20-22頁)、遅くとも収容4の最中の2020年2月には、ついに自傷行為に至るまで徹底的に壊し、一審原告サファリの心身が十分に破壊され切った2020年3月19日になったところでようやく「収容に耐えられない状態」(乙C16号証)という言葉が庁内医師から出て来て、2020年4月の仮放免許可に至ったのであるから、一審被告が行っているが如き、「医師が収容に耐えられないと言っていない」という呪文を万能の免罪符とすることは、人間が心身ともに破壊されることを肯定することであり、国家が厳に慎まなければならないところであることが一審原告サファリの実例を見ても明らかである。

ウ 以上のとおり、一審原告サファリに関する「収容1」については、収容開始時点で合理性・必要性・比例性のいずれの要素についても満たさないものであったが、収容開始後の状況、すなわち、その収容が極めて長期に及び、かつ、その間の一審原告サファリの健康状態からすれば、「収容1」が合理性・必要性、比例性のいずれも満たさず、自由権規約

9条1項に違反することはあまりにも明らかであった。

## 2 一審被告控訴理由書第4の4(2)（「収容2」）（控訴理由書42～44頁） について

### (1) アについて

ア 「収容2」の始まりは、3年以上続いた「収容1」の末日である、2019年7月31日に、一審被告が2週間のみの仮放免期間を一審原告サファリに与え、2019年8月14日に、一審原告サファリが、指定された時刻より前に遅刻することなく東京入管にガタガタと震えながら出頭した日に始まった。

「収容1」の最終日である2019年7月31日と、「収容2」の初日である2019年8月14日で、一審原告サファリに関する収容の合理性、必要性、比例性要件の充足度の有無が変化するはずもなく、だからこそ、この「2週間仮放免」を挟んだ再収容（収容2）につき、作業部会も、「<sup>デニス</sup>氏と Safari Diman 氏が2週間またはそれ以上の、一時的な解放期間を定期的に与えられ、再び収容されることを常に恐れながら過ごしていたという、争いのない主張について懸念している。作業部会は、このような慣行が、移住（出入国管理）の状況下でのいかなる収容も最後の手段であり、また、その収容が必要性和合理性の要件を満たすことを要求する基本原則に反するものであると考える。」（甲A26・パラ78）と極めて厳しい評価を下したものである。

「収容1」の終わりに、一審原告サファリは、東日本入管センター職員から、「サファリさん逃げないで（2週間後に）ちゃんと帰って来てね」と言われて送りされている（一審原告サファリ尋問調書13頁）。他の職員からも、一審原告サファリは、「2週間だけだ」「再収容することになる」と

ほのめかされていた（甲C8号証9頁）。

一審原告サファリは、それでも決して逃げることなく東京入管に出頭したのであるから、その遵法精神は客観的に見て「抜群」であり、逃亡の眞はゼロ以下であった。心身の疾患に苦しむ一審原告サファリを友人の牧師が提供する登録先の教会施設という居住先において療養させることを敢えて「収容」で妨害する必要性はなく、一審被告にとっては、収容などせずとも、必要な時に本人を出頭させることも極めて容易であった。

既に述べた通り、「収容1」の末日と「収容2」の初日の間に横たわった2週間という期間の前後で、一審原告サファリを収容するか否かの条件は一切変更していなかったにもかかわらず、2019年7月31日の仮放免後、2019年8月15日に収容するという異常な事実こそ、「収容2」が究極的に「恣意的な拘禁」であり、この「究極の恣意的拘禁」は、一審原告サファリをして、収容2の期間中に、現在も一審原告サファリを苦しめる「鬱病」という病を発症せしめたのであった（甲C4号証）。

「収容1」が終了した僅か2週間先に始まった「収容2」は、この2週間のうちに一切の仮放免条件違反がなく、単に「収容1」の最中にハンストを行った一審原告サファリを「見せしめ」にすること以外の何物でもなかった。この場合、「見せしめ」とは、一審原告サファリに対して「己れの身の程を思い知らせる」意味での「見せしめ」であると同時に、当時、全国の入管収容施設でハンストを行っていた被収容者たちへの「見せしめ」でもあった。

イ 一審被告が認める通り（一審被告控訴理由書42頁）、東京入管は、2019年8月14日に一審原告サファリを収容する前に、医師に診察さえさせていない。一審原告サファリが、診断書（甲C1号証、甲C2号証）を提示しても、一審被告は、一審原告サファリの体重、血圧及び体温を測定するばかりで、医師に診察させることは決してなく、そのまま収容した（乙C7号

証)。

ウ さらに、一審被告は、全く抵抗していない一審原告サファリに手錠腰縄をして、その日のうちに、あらかじめ用意していたバスに乗せて東京入管（東京都港区）から東日本入国管理センター（茨城県牛久市）に戻した。

通常、東京入管に出頭した者を收容する際は、東京入管内の收容場に收容し、数カ月から半年前後経過したところで、東日本入管センター等に移収することからすれば、一審被告にとって、診断書を示す一審原告サファリの健康状態などには殆ど関心はなく、その日のうちに東日本入国管理センターに彼を戻すことで、彼が命を懸けて行った行為が全く意味がなかったのだと、彼自身や、一審原告サファリへの処分を見守っていた東日本入管センターのハンスト者に思い知らせようとしたものとも思われる。

## (2) イについて

一審被告の言及する「仮の義務付け申立て」については、「償うことのできない損害を避けるための緊急の必要」（行政事件訴訟法37条の5第1項）か否かなど、本件訴訟とは全く違う観点で、ごく短期間での検討がなされたものに過ぎないが、そもそも、同却下決定において、「收容2」の期間中における、一審原告サファリの体調の更なる悪化は裁判所による検討対象に入っていない。にもかかわらず、ここで同決定が、誤って2019年8月14日に收容される前の一審原告サファリの症状が收容に耐えられない状態であったとはいえない等と「説示」したがために、「收容2」が結果的に継続してしまい、「收容2」の期間中に、一審原告サファリが「鬱病」を発症するに至るといふ決定的な過ちを一審被告が引き起こすことになったのである（甲C3号証）。

## (3) ウ・ユ・オについて

收容に耐えられない旨の（医師の）所見がないことが收容継続の根拠となり得ないことは、既に述べた通りである。收容に耐えられない旨の（医師

の) 所見がないことを収容の「比例性」審査の唯一の実質的考量要素として検討する趣旨であれば、これは、収容の「比例性」要件を全く正解していないことは改めて言うまでもない。なお、「収容2」の期間は、およそ2カ月間であるものの、「収容1」と「収容2」の間の、再度の無期限収容を予告しながら一審原告サファリをいっそう強度に苦しめた「2週間仮放免」期間を以て実質は継続しているものであり、「収容1」と「収容2」の期間を区別して考えるのは、過酷な収容の現実から完全に乖離している。

先に述べた通り、比例性の検討に当たっては、一審原告サファリの心身の健康状態の他、収容期間の長さを考慮し、当該目的によって当該期間の収容を正当化できるかを検討すべきであるところ、一審原告サファリに関する「収容2」においても、比例性要件を満たすことは一切なかった。

### (3) 小括

以上の検討により、一審原告サファリに関する「収容2」について、合理性・必要性・比例性のいずれの要素についても満たすことはあり得ず、一審原告サファリについての「収容2」は自由権規約9条1項に違反することはあまりにも明らかである。

## 3 一審被告控訴理由書第4の4(3)（「収容3」）（控訴理由書44～47頁）について

### (1) アについて

2019年10月17日という収容2の終期から2019年10月31日の再収容（「収容3の始期」）の間も、僅かに2週間であった。

一審原告サファリは「鬱病」「心因反応」「逆流性食道炎／胃炎／十二指腸潰瘍疑」「甲状腺機能亢進症疑」「慢性副鼻腔炎」「頸椎症疑」（甲C3号証・甲C4号証）の診断書を東京入管に示した。

A

特に、                    クリニックは、「収容1」直後の2019年8月10日に「抑うつ状態」と診断した（甲C2号証）が、2019年10月26日（甲C4号証）には、ついに「うつ病」と診断されたあげく、さらに症状が悪化して「手のしびれのような身体症状も顕在化」という事態も加わったのであった。

一審被告は、一審原告サファリの明らかな体調悪化・精神疾患の悪化を外部医院の医師に指摘させつつ、しかし、医師の診察もさせないまま、「収容2」の終期の後、僅か2週間後にそれでも東京入管に出頭してきた一審原告サファリを収容し、同日のうちに東日本入管センターに送った。先述の通り、通常、東京入管に出頭してきた者は東京入管に数カ月以上収容するのが通常であるところ、一審原告サファリ及び同様の「見せしめ」にされた人々は、闇雲に収容されるや、またしても、予め用意されたバスで東日本入管センターに送り込まれたのであった。

## (2) イ～オについて

超長期収容に続く小刻みな仮放免と無期限収容の繰り返しという極限状態での生存を強いられた一審原告サファリは既に鬱病を発症しており、収容されるや、絶食を再開せざるを得ないまでに追い詰められていたが、それでも、一審被告は「収容に耐えられない旨の所見」を庁内医師が出さなかったからという理由で、一審原告サファリの収容を正当化し、一審原告サファリの心身の体調の更なる悪化を確実に招いた。

「鬱病」がさらに進行した「収容3」のさなかの2019年12月、一審原告サファリは、同じブロックの別室の被収容者が、部屋の備品であったトイレブラシの没収を拒んでいたため（食事をする空間とトイレが密接しているため、トイレを綺麗にしておかないと大便の臭いが収容空間を満たすことは容易に想像がつく）、口頭で、その隣人のトイレブラシを取り上げないように頼んだだけで、東日本入国管理センター内で一審被告職員

らによって過酷な暴行の制裁を受けるという事件も発生した（甲C8号証13～14頁、一審原告サファリ尋問調書20～22頁）。この暴行事件について、一審被告は否認しているが、一審被告が（前述の通り引用の仕方を誤っているとはいえ）引用している甲C8号証、一審原告サファリ尋問調書に明確に且つ生々しく述べられているものであり、一審被告が、甲C8号証及び一審原告サファリ尋問調書を根拠に（的外れであるにしても）議論を展開している以上、一審被告が同暴行を否定することは、非常に不自然で奇異である。

原判決61頁は、「収容3」の期間中の一審原告サファリにつき、「収容3」の前に一審原告サファリが医師による「鬱病」の診断を受けていたことを重視して、収容当日以降の一審原告サファリの深刻な症状も合わせ鑑みて、「収容3」が「比例性」要件を満たさないと結論づけている。すなわち、原判決は、少なくとも「収容3」については、「収容に耐えられない旨の所見」の有無にかかわらず、一審原告サファリの実際の容態を個別具体的に検討し、現実に一審原告サファリの健康状態の悪化がさらに進行し、到底看過できないほど深刻な状態に至っていたと評価したものであり、（評価が非常に遅きに失するものの）、妥当である。

### （3）カについて

2020年1月7日、一審原告サファリは、3度目の「2週間仮放免」を受けた。2週間後の再収容が織り込み済みであることは、仮放免許可決定時に、通常は1か月以上与えられる「仮放免期間」が2週間しか与えられないことから、これまでの経緯からも、明らかであった。それでも、一審原告サファリは、極限の状態の中でも決して逃げることなく、東京入管に定刻前に出頭してきた。通常の間人であれば到底耐えられないほどの恐怖にさえ、一審原告サファリの遵法精神は優に打ち克っていたのであった。

#### (4) 小括

一審原告サファリに逃亡の虞が皆無であることは、2週間仮放免というあまりにも過酷な「再収容待期期間」の後にさえ逃亡せずに東京入管に出頭している事実から、何人も疑うことのできない域に達しており、他の如何なる違法行為も予想されるところではない中、「収容期間3」以前に既に鬱病を発症していた（甲C4号証）一審原告サファリをさらに収容することにはいかなる合理性も必要性も見出だすことは皆無であった。さらに、「収容3」の期間中も悪化し続けた一審原告サファリの健康状態の重篤さに加え、収容期間においても、2016年6月以降（2回の2週間仮放免によっていっそう苦しめられていた4週間を除いても）、既に3年以上の歳月を収容に苦しめられていた。既に述べた通り、一審原告サファリは、3年以上の「収容1」の後、2週間の仮放免期間を挟んで「収容2」を開始され、その無期限の収容期間が約2か月で終了した後、再度、2週間の仮放免収容期間を挟んで「収容3」を開始された。再収容を織り込み済みの2週間といういっそう過酷な仮放免期間によって収容期間が形式的に分断されたと計算することはあまりにも現状に即しておらず、「収容3」においては、むしろ2016年6月の「収容1開始」以降の3年以上の収容期間に起因する苦痛と損傷を、一審原告サファリは一身に受けていたことになる。

以上の検討により、「収容3」における一審原告サファリの収容が自由権規約9条1項に違反することは明らかである。

#### 4 一審被告控訴理由書第4の4(4)（「収容4」）（控訴理由書47～50頁）について

##### (1) アについて

2020年1月17日の「収容4」開始直前の2020年1月11日において、一審原告サファリは、再び「鬱病」と診断された（甲C5号証）。さらに同書面には、「繰り返す収容によるストレスが症状の遷延に影響している可能性が高いのではないかと考えます」（甲C5号証）との同診断書の表現に、収容される中で一審原告サファリが精神疾患に無理に罹患させられたことへの強い評価の一端が認められる。

今回も、一審被告（東京入管）は、医師の診断書を提示されてもこれを無視し、医師による事前診察なしに収容し、その日のうちに東日本入管センターに移して、一審原告サファリをみたび「見せしめ」とした。

#### (2) イ・ウについて

遅くとも2020年2月以降、一審原告には、無意識に自傷行為を繰り返すという痛ましい状況が現れるようになった（甲C6号証など）。

やがて、庁内医師すら「収容に耐えられない状態になってきている」（乙C4号証の4）との所見を記載するようになったが、一審原告サファリの心身の健康状態は、「収容1」以降、長期かつ断続的に継続する収容により、徹底的に破壊されており、これはあまりにも遅きに失したと評価せざるを得ない。医師が「収容に耐えられない状態」と指摘しない限り解放しないという一審被告の方針が健康な人間を不可逆的に破壊していくことを、一審原告サファリの状況は身をもって示している。

#### (3) エについて

2020年4月3日、一審原告サファリは仮放免された。政治的な言動が原因で祖国で鞭打ち刑を複数回に亘って受けた一審原告サファリは、庇護を求めた日本で、4つの収容を断続的に繰り返される過程で心身を丁寧に破壊され（甲C1～6号証）、「収容4」の終了後も、鬱病に苦しみ続けなければならなかった。

#### (4) 小括

一審原告サファリに関する「収容4」につき、合理性・必要性・比例性を見出すことは不可能であり、明らかな自由権規約9条1項に違反する収容であったとしか評しようがない。

## 5 一審被告控訴理由書第5の1(2)(控訴理由書55～61頁)について

### (1) アについて

#### ア (ア) について

「業務に従事」の実態は、既に述べた通りである。友人の経営していた中古車(タイヤ)販売店の事務所脇の一室に住まわせてもらいながら、友人若しくは従業員の留守中に訪ねて来た人々と話し、経営者らの留守を伝えて売却できないことを伝えていた一審原告サファリの行為はいずれにしても対価を得ていない手伝い若しくはボランティアであり、これは、被仮放免者に禁止されている「職業又は報酬を受ける活動」に当たらない。そして、少なくとも「収容1」開始以前に、一審原告サファリにおいて逃亡の蓋然性が全く認められないことは、抽象的な印象の問題ではなく、「収容1」以前の5年半の仮放免期間における一審原告サファリの行動(1～2カ月おきに50回近く、定められた日の定刻より前に出頭していた事実)を評価すれば客観的に立証されることも、既に述べた通りである。

#### イ (イ) について

一審原告サファリが庇護を求めている難民認定申請者である以上、送還に応じないのは当然であり、難民認定申請者が「送還忌避」すること自体を咎めて収容することは、難民の地位に関する条約の趣旨に反し、それ自体違法である。

さらに、3年以上の無期限長期収容の期間中、一審原告サファリが心身に支障を生じながら拒食に追い込まれていった事実は、比例性要件の消失から

収容を解く一要因になることはあっても、収容継続の理由にはなり得ない。

「収容1」以降の時期において、「2週間仮放免」という極限状態を経て、その都度、東京入管に出頭してきた一審原告サファリに逃亡の虞があるという評価を行うことは不可能であることは既に述べた通りである。

また、一審原告サファリは、一審被告が主張するように、2020年10月に「入管に対して何らかの行動を起こすしかない」「刑務所に行く覚悟も出来ている」等と発言した事実はなく、犯罪行為に及ぶことを示唆する言動も発したことがなかった。仮にその点を一審被告が咎めて収容を解けないと判断したのであれば、一審被告が同月以降、3回にわたり一審原告サファリを仮放免していること、そしてさらに、そのことによって何ら治安上の問題が起こっていないことと、整合性が全く取れない。

#### ウ (ウ) について

全く不合理な議論であるため、争う。

一審被告は、驚くべきことに、一審原告サファリを、仮放免運用指針（甲A1号証、乙A15号証、）1（2）③⑤に当てはまると強弁している模様である。同指針自体の誤りについては既に論じた通りであるが、さらに加えて、一審原告サファリを、③「社会生活適応困難者（DV加害者や社会規範を守れずトラブルが見込まれる者 など）」及び、⑤「仮放免中の条件違反により、同許可を取り消し再収容された者」に当てはまると考えることも、現実と全く整合せず、深刻な誤謬である。

日本滞在34年以上を経て前科前歴もなく、一審被告による違法な恣意的収容の被害者となり、2019年12月には東日本入国管理センター内において入管職員による激しい暴行を受けることさえあったが（甲C8号証24項（13～14頁、一審原告サファリ尋問調書20～22頁）、このように、一審原告サファリは、入管収容施設内の過酷な収容と暴行の被害者であり、来日以降34年以上もの長きに亘って前科前歴もない一審原告サファリを、

自らトラブルを引き起こす人物である(③)と評価することは不可能である。まして、一審原告サファリは、東日本入管センターの中で、自らも被収容者であったにもかかわらず、一審被告職員に懇請されてしばしばペルシア語の通訳としても活躍して、一審被告職員の国務の一翼を無償で担っていたものであり、寧ろ、仮に一審被告が一審原告サファリを「社会生活適応困難者(DV加害者や社会規範を守れずトラブルが見込まれる者など)」と見做していたのであれば、その一審原告サファリに頼み込んで通訳をさせていた、東日本入管センターの職員たちは責任を問われかねない。

また、一審原告サファリが仮放免の条件違反を犯して収容された者(⑤)ではないこと、すなわち、一審原告サファリの2010年12月～2016年6月に仮放免の条件違反がなかったことは既に論じた通りであり、そもそも、一審原告サファリは、2016年6月に(不当にも)仮放免延長申請が認められずに、不当にも、仮放免期間満了を以て収容されたものであり、「仮放免許可と取り消し再収容された者」には形式的にすら当たらない。

## (2) イについて

「収容1」から「収容4」にかけて、その全てにつき、収容を許される3要件をいずれも満たさないことはこれまで論じた通りである。一審被告は、東京五輪が近づいていた時期に、国際人権法に明確に違反する蹂躪する収容方針を採用して、当時、難民審査のためのインタビュー手続(異議申立手続中の口頭意見陳述等手続)を待っていた難民認定申請者たる一審原告サファリを、逃亡の虞も条件違反も全く認められないにもかかわらず「入管の都合」で収容し、3年以上無期限収容し、一審原告サファリが精神的に追い詰められて絶食を図ったところ、小刻みに2週間仮放免と無期限収容を繰り返すと言う、「究極の恣意的拘禁」を行い、その心身を破壊した。その動かない事実に対して、一審被告の提示する口実は到底有意なものたり得ず、「収容1」から「収容4」に至るまで、いかなる合法性を見出すことも不可能である。

## 第2 一審被告デニズの収容について

### 1 一審被告の主張

一審被告は、一審原告デニズの個別事情に関し、要旨、①精神科医による収容に耐えられない旨の所見（診断）がないこと、②同人の前科前歴の存在や東日本センター内での複数の遵守事項違反等から、同人に「激高型の性格」が認められるとされること、③収容③直前の出頭面談時（令和元年11月7日）に一審原告デニズの健康状態を確認していること、④拒食は退去強制令書執行を妨害する行為であり、在留禁止の必要性及び逃亡の蓋然性を基礎づけること、かつ、これによる健康悪化が直ちに仮放免の必要を基礎づけるものではないこと、といった各事情を収容③が適法なものであることを基礎づける積極事情として主張するとともに、一審原告デニズが主張する消極事情のうち、⑤自損行為は直ちに仮放免の必要を基礎づけるものではなく、むしろ「軽微な傷害結果にとどまっていることからして自死を企図した具体的な危険性のあるものか疑問を呈する余地」もあったなどと主張する。

### 2 一審被告の主張の誤り

#### (1) ①（収容に耐えられない旨の所見がないこと）について

既に一審原告サファリについて述べたのと同様である。

すなわち、一審被告の主張は、一審原告デニズが収容に耐えられるとの積極的な診断がされたことではなく、収容に耐えられないとの消極的（否定的）な診断がない（事実がない）ことを指摘するにとどまるものである。

所見の不存在が指摘される一審原告デニズは、指摘に係る当時、東日本センターに収容中であった。被収容者は診療を自由に受けることはできず、そ

の実施の是非や時期、いかなる医療分野の専門家に受診させるかは東日本センターに委ねられていた（甲A77、78参照）。また、その診察は患者である被収容者を相手方として行われ、収容施設（東日本センター）からの照会という性質のものではない。すなわち、収容の環境にいる患者に対して、傷病の状況を評価し、治療計画を回答するもので（乙B4。なお、同医療記録に記載された略語の「s」は主観的情報（subject）、「o」は客観的情報（object）、a/pは評価（assessment）と計画（plan）を指す（甲A80）、東日本センターに対して収容に耐えられるかどうかを回答する性質のものではない。そのことは、一審原告デニズ及びサファリの収容施設での医療記録内に、収容継続に関する見解が肯定も含めて一切ないことから明らかである。

そうすると、東日本センターが収容に耐えられるか否かを医師に照会し、何らかの否定的評価以外の回答がされたのであれば格別として、収容に耐えられないとの所見がないこと自体は収容の相当性を積極づける事情とは認められない。

## （2）②（前科前歴・遵守事項違反及び「激高型」の性格）について

### ア 前科前歴・遵守事項違反について

一審原告デニズの前科前歴の存在、収容施設内での遵守事項違反が収容の相当性を基礎づけるものでなく、かつ、遵守事項違反については前提事実を欠くものであることは、控訴理由書でも述べたとおりである（第5の2（1）ウ、第5の3（1）ウ参照）。

### イ 激高型の性格であるとの指摘について

一審被告は、前科前歴の存在や遵守事項違反といった事情から、一審原告デニズに関し、（乙B13：臨床心理士が述べたものと同様の表現である）「激高型の性格」がある旨を指摘する。

しかし、臨床心理士が述べた「激高型の性格」というのは、臨床心理士にプライバシー性の高い前科前歴や遵守事項違反歴の情報を提供したと認める証拠はなく、証拠を見てもこれら経歴を踏まえた評価とは認められない。また、一審被告の主張する前科前歴や遵守事項違反が一審原告デニズの「激高型の性格」に起因するものかも、証拠上定かではない。

そもそも、仮に一審原告デニズに関してかかる評価が妥当であるとしても、結局、単なる「性格」に過ぎず、社会生活に支障を生じさせるようなものとは直ちに認められず、収容の必要性を基礎づけるようなものとは認められない。激高型の性格であることを収容の必要性を積極づける事情とする一審被告の主張は、前科前歴等の存在から「激高型の性格」との評価を導くのも、その「性格」から収容の必要性を導くのも、いずれにおいても論理の飛躍がある。

ウ 一審原告デニズが逮捕されたとの報道がされている主張について

(ア) まず、収容3終了（令和2年3月24日）から5年以上経過している事案であり、本件各収容と関係がある事実ではない。

(イ) また、証拠上、一審原告デニズは逮捕原因の被疑事実を争っているものと認められる。現時点において、当該刑事裁判手続は、一審も終了していない。したがって、乙B21等の証拠から、一審原告デニズが何らかの犯罪行為を行ったと推認することもできない。

(ウ) なお、一審被告は、乙B21号証に係るニュースを配信からわずか49分後に出力（プリントアウト）できている。ニュースの表題に「独自」とあるように、当該報道より前に一審原告デニズの逮捕の報道はされていなかったことがうかがわれる。他の報道機関からの報道で知って、印刷に適した情報を探したという時系列ではない。

また、報道がされた令和7年6月11日は、本訴訟一審の口頭弁論終結から判決までの間であり、そもそも、本訴訟の担当者（法務局訟務部）は

本訴訟の証拠収集を行う必要もなく、本訴訟のために起案や情報収集をしていたとは考えがたい。また、私的利用が厳しく制限されていると考えられる法務局訟務部内で業務時間中である13時32分から14時21分の間に、当該担当者がネットサーフィンを行える環境にあるとは考え難い。それにもかかわらず、この49分のわずかな時間で報道を確認し、印刷していたことは、一審被告（入国管理局）が事前に報道が出るのを把握していたこと、ひいては、本件の一審原告デニズに関して予断を与えるため、報道機関に逮捕情報を提供したことが強く疑われる。

(3) ③（収容3直前の出頭面談時の健康状態を確認）について

ア 健康状態が回復したか否かを確認し、収容に耐えられる程度にあるかどうかというのは、医学的な知見に基づく判断である。しかも、本件では、一審原告デニズに関して外部の医師が収容に耐えられないとの評価を下しているのであるから、当該不許可処分は、いわば、医療の専門家でない者が、医学的知見を必要とする場面で、独断で、医療の専門家の意見を排斥したものと云わざるを得ない。

イ そもそも、一審原告デニズ収容3に関し、医師面談を実施していないこと、不許可決定数時間後に東日本センターへ移送しており、その手配をあらかじめしていたと認められること等からすると、一審原告デニズの出頭前から仮放免延長を許可しない方針を固めていた、いわば既定路線であったものと認められる（控訴理由書第5の2(3)ウ参照）。

一審原告デニズは、原審から、東京入管が移送の準備をあらかじめしていたと認められること等から延長不許可が既定路線で、収容（仮放免延長）の必要性を審理する意図がうかがわれなかったことを繰り返し述べているが、一審被告からはこの点について何ら反論はない。かかる一審被告の主張態度も、既定路線であったことを裏付けるものである。

ウ なお、収容③の決定後（再延長不許可決定後）に医師に面談をさせていたとしても、そのことは上記不許可決定の参考に供されていない以上、収容の必要性を消極づけるものではない。また、上記（１）のとおり、収容に耐えられるとの評価が下されていない以上、その医師に受診したことは収容の合理性を積極づけるものでもない。

（４）④（拒食が在留活動禁止の必要性、逃亡の蓋然性を基礎づける）について

この点は、控訴理由書第５の３（３）エ（オ）及び本準備書面第１の５（１）で述べたことと同様である。

（６）⑤（自損行為の具体的な危険に疑問の余地があった）について

かかる一審被告の主張に理由がないことは、控訴理由書第３の３(3)エ（エ）で述べたところと同様である。すなわち、自傷行為の中には、制止・中止行為や早期の発見がされれば負傷は軽微で済むこともあるが、これが果たされなければ死亡、又は重大な障害を遺す危険のあるものが多々存在するところ、一審原告デニズの自傷行為は、縊首をはじめとして生命の危険が大きい態様のものが多く、重大な傷害が生じなかったのは、収容施設の上、早期発見ができたからにすぎない。

したがって、傷害が軽微と評価できるとしても、「具体的な危険に疑問の余地があった」との評価は不合理というほかない。

### 第３ 結語

以上のとおり、一審原告らに対する本件各収容は、いずれも自由権規約９条１項に違反することは明らかである。

以上